



社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会

地域支えあい車両貸出事業のご案内

令和2年8月1日

■ 目 的

この事業は、地域の支え合い活動として移動支援等を行う団体に対し、移動手段として使用する自動車を貸出することで、高齢者や障害者等の社会参加の促進を図り、地域の支え合い活動を推進することを目的とした事業です。

■ 貸出対象者

市内で支え合い活動を実施する団体（ただし、法人格を有する団体は除きます）

※ 本会に団体登録をしていただきます。（別途【事前手続き】参照）

■ 利用目的

次の地域の支え合い活動として行う外出に伴う移動支援です。

- (1) 買い物等のための外出
- (2) 地域活動（サロン）等への社会参加のための外出
- (3) 医療機関及び公的機関への外出
- (4) その他会長が必要と認めるもの

※ この事業による移動支援を受けることができる対象者は、高齢や障害により自動車の運転ができない人としてします。



■ 利用できる地域（原則）

この事業を利用できる地域は、伊勢崎市内です。

■ 貸出期間及び時間（原則）

○期日 月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く）

○日数 1日以内

○時間 午前8時30分から午後4時30分まで

- ・午前8時30分から12時、午後1時から4時30分の半日ずつ（3時間30分以内）を基準とします
- ・利用時間は、本会を出発してから到着までの時間です。

■ 利 用 料

利用料は、無料です。ただし、車輛燃料費（ガソリン代）等として、別表の運行経費を利用団体から徴収します。（P.3参照）

■ 事業の流れ

【事前手続き】

①団体の登録手続き（年度更新）

- ・利用団体登録申請書（様式第4号）を提出してください。
- ・利用団体対象者・支援者名簿（様式第5号-1・様式第5号-2）を添付してください。
（または、様式第5号と同様の内容が記載された既存の名簿でも結構です）
※支援者は、ボランティア活動保険または同等の保険への加入もお願いします。
※対象者、支援者に追加等があった場合は、追加した人の登録をお願いします。

②利用手続き（利用を希望する原則3日前までに提出）

- ・地域支え合い車両利用申請書兼誓約書（様式第1号）を提出してください。
- ・貸出車両を運転する人は、自動車運転免許証の写しを提出してください。
※審査手続き後、地域支え合い車両利用許可書（様式第2号）を交付します。

【利用当日の手続き】

- ①社会福祉協議会にて、車両を借り受けます。（出発時の走行距離を記録してください）
※その際、地域支え合い車両運行記録票（様式第3号）をお渡しします。
- ②移動支援の実施（行程は車両返却後運行記録票に記入します）
- ③終了後、社会福祉協議会へ車両を返還します。（到着時の走行距離を記録してください）
 - ・地域支え合い車両運行記録票（様式第3号）を記入後、提出してください。
 - ・別表（P.3 参照）の運行経費の支払いをお願いします。（領収書を発行します）

■ 貸出車両（車種等）

<p>軽ワゴン車 ダイハツ ハイゼット （4人乗り） 1台</p>	<p>ワンボックスワゴン・ミニバン 3列シート 日産 セレナ（8人乗り） 2台 白（新車）／グレー</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;">   </div> <div style="width: 35%;"> <p>⇨新車両は自動開閉式ステップと手すりを装備して安心です</p>   </div> </div>

※新しいセレナは、赤い羽根共同募金（NHK歳末たすけあい配分）の助成車両です。

■ 運行経費

車 種	運 行 経 費
軽ワゴン車： ダイハツ ハイゼット (4人乗り)	利用時間 3 時間 30 分以内で走行距離が 20 km以内は <u>200 円</u> を基本とし、20 kmを超える場合は 10 kmにつき 100 円（走行距離に 10 km未満の端数が生じたときは、10 km単位に切り上げる）
ワンボックス・ミニバン： 日産 セレナ 2台 (8人乗り)	利用時間 3 時間 30 分以内で走行距離が 20 km以内は <u>300 円</u> を基本とし、20 kmを超える場合は 10 kmにつき 150 円を徴収する。（走行距離に 10 km未満の端数が生じたときは、10 km単位に切り上げる）

※半日を越えての利用の場合は、車種ごとに規定する基本走行距離の運行経費を加算した額を納めていただきます。

(例 1) 利用時間 3 時間・走行距離が 23 kmの場合

・ハイゼット 20 km 200 円+3 km (10 km未満) 100 円=300 円

・セレナ 20 km 300 円+3 km (10 km未満) 150 円=450 円

(例 2) 利用時間 5 時間 (半日以上)・走行距離が 30 kmの場合

・ハイゼット 20 km 200 円+10 km 100 円+基本額 200 円=500 円

・セレナ 20 km 300 円+10 km 150 円+基本額 300 円=750 円

○ハイゼット

基本額 200 円 10 km毎 +100 円 ・1 日の場合 +200 円

	20 km以内	30 km以内	40 km以内	50 km以内
半日 (3時間 30 分)	200 円	300 円	400 円	500 円
1 日 (午前・午後)	400 円	500 円	600 円	700 円

○セレナ

基本額 300 円 10 km毎 +150 円 ・1 日の場合 +300 円

	20 km以内	30 km以内	40 km以内	50 km以内
半日 (3時間 30 分)	300 円	450 円	600 円	750 円
1 日 (午前・午後)	600 円	750 円	900 円	1,050 円

■ 利用上の注意

利用団体は、適切な管理、運行のもとご利用ください。

○利用団体は、次の留意事項を遵守してください。

- 道路交通法等の関係法令を遵守し、適切な管理のもとで運行すること
- 申請時に記載の運転者以外の者には運転をさせないこと。
- 運行当日、天候や車両の整備状況等により運転行為に支障がある場合は、貸出を中止することがあります。
- 利用中は、所定のマグネットシートを貸出車両のドアに付けて運転してください。
- 利用団体は、伊勢崎市社会福祉協議会が開催する支え合い車両安全運転講習会に運転者を受講させてください。

○貸出車両の目的外使用及び第三者への転貸はできません。なお、目的外使用及び第三者へ転貸した場合には、今後の利用を許可しないものとします。

○返還の際は、利用団体は貸出車両を清掃して車両運行記録票を提出してください。

■ 事故の処理

万が一、貸出車両に事故が生じた場合には、法令で定められた措置を講ずるとともに、次のとおり事故の処理をお願いします。

- (1) 速やかに社会福祉協議会（電話 25-4546）へ報告し指示を受けてください。
- (2) 会長が必要とする書類、又は証拠となる書類を遅滞なく提出してください。
- (3) 会長の承諾なく事故の相手方等と示談はしないでください。

■ 損害賠償

利用団体は、貸出車両の利用期間中に生じた事故等によって、当該車両及び第三者に与えた損害については、本会が加入する自動車損害賠償保険で認められる補償の範囲内において対応することができるものとします。ただし、その範囲を超えた場合は、利用団体の責任において損害賠償しなければなりません。

なお、利用団体に過失が認められない場合にあっては、この限りではありません。

○本会が加入する自動車損害賠償保険の補償内容は次のとおりです。

- (1) 賠償 対人：無制限 対物：無制限（免責金額なし）
- (2) 人身傷害 5,000万円

○その他、送迎サービス補償Bプラン（全社協）にも加入しています。

■ その他

不明な点は、お気軽に担当者へご確認ください。

■ 事務担当

伊勢崎市社会福祉協議会 地域福祉推進課 電話 25-4546

（伊勢崎市上泉町 151 番地 伊勢崎市社会福祉会館 1 階）